



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

〒101-0048  
東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F  
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276  
担当: 品田

## 「雇用保険の賃金日額変更」及び「地域別最低賃金額」について

今回のあおぞらレターでは、毎年8月1日に改定される雇用保険の賃金日額の変更、および中央最低賃金審議会より発表された、地域別最低賃金額改定の引上げ目安についてお知らせいたします。

### ●雇用保険の賃金日額の変更について

雇用保険の基本手当日額をはじめ「育児休業給付」「介護休業給付」「高齢雇用継続給付」は各人の給与から計算される「賃金日額」により決定されます。賃金日額の上限額は、厚生労働省が実施する「毎月勤労統計調査」の平均定期給与額の増減により、毎年8月1日に改定されます。今回は、平成25年度の平均定期給与額が約0.2%減少したことにより、以下のように支給上限額が引き下げられました。

- 育児休業給付 支給限度額上限 (支給率 67%): 286,023 円 → **285,420 円**
- " (支給率 50%): 213,450 円 → **213,000 円**
- 介護休業給付 支給限度額上限: 170,760 円 → **170,400 円**
- 高齢雇用継続給付の算定に関わる支給限度額※: 341,542 円 → **340,761 円**



※高齢雇用継続給付金は、60歳到達時賃金の75%未満の賃金となった人に対して、最高で賃金の15%が給付金として支給されます。ただし75%未満の賃金であっても、支給限度額を超える賃金の場合は不支給となり、また賃金と給付金の合計が支給限度額を超える場合は、給付金が減額されて支給されます。

※高齢雇用継続給付金の最低限度額も1,848円→**1,840円**に変更され、給付金額が最低限度額を超えない場合は支給されません。

### ●地域別最低賃金改定の引上げ「目安額」について（中央最低賃金審議会発表）

最低賃金決定の流れは次の通りです。なお今回は10月頃に決定される各都道府県の最低賃金改定の「目安額」が発表されました。

【中央最低賃金審議会】

【地方最低賃金審議会】

【都道府県労働局長】

①労働者の生計費  
②労働者の賃金  
③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案、引上げ「目安額」を決定

左記による引上げ「目安額」を参考に、地域の实情に応じた適正な改正のため調査・審議を行う

左記の結果を受け、最低賃金額の決定・公示

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	19 円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	15 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	14 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	13 円

データ出所：厚生労働省「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」

- ランクAの都道府県では昨年に引き続き19円の引上げ額目安となり、中小企業への経営に与える影響が大きくなるのが予想されます。
- 平成26年7月に発表された大手企業の夏季賞与・一時金の妥結結果（加重平均）は総平均7.19%増（(-)社）日本経済団体連合会「2014年夏季賞与・一時金 大手企業業種別妥結結果（加重平均）より」となりました。人手不足による人件費増大への対応もあり、今後も賃上げの圧力が高まっていくことが考えられます。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277